

土地改良財産他目的使用契約書

管理者笠岡市（以下「笠岡市」という。）と使用者とは、笠岡市が管理する土地改良財産（以下「財産」という。）を岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和 47 年岡山県条例第 25 号）第 4 条の規定により、使用者が使用することについて、次のとおり契約を締結する。

記

第 1 条 笠岡市は笠岡市が管理する財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、使用者に使用させるものとする。

第 2 条 笠岡市が使用者に使用させる財産は、次のものとする。

種 目	種 類	所 在	構造及び規模	数 量	使用に係る財産の範囲
笠岡地区 農道離着 陸場		笠岡市 カプト西町 カプト中央町	滑走路 800×25m 離着陸帯 920×60m 誘導路 37.5×9m エプロン 50×40m	一 式	付帯構造物を含む ただし幹線 4 号以北を除く

第 3 条 笠岡市は、前条の財産を、次の用途又は目的及び方法により使用者に使用させるものとする。

用 途 又 は 目 的	使 用 の 方 法

2 使用者は、前条の財産を前項に定める以外の用途又は目的及び方法により使用してはならない。

第 4 条 使用日時は次のとおりとする。

令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 ・ 終日

第 5 条 使用者は、第 3 条第 1 項に規定する使用の方法を変更しようとするときは、笠岡市に協議し、その指示を受けるものとする。

第 6 条 使用者は、笠岡市の承諾を得ないでこの契約により生じた権利を譲渡し又は転貸してはならない。

第 7 条 使用者は、善良な使用者として注意をもって財産の維持保全を行わなければならない。

2 使用者は、財産の使用により当該財産に損傷を与え、又は与える恐れがあるときは、笠岡市の指示により使用者の負担において必要な措置を講ずるものとする。

3 使用者は、天災その他不可抗力による場合を除き、財産に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めに任じなければならない。

4 使用者は、財産に関し異常を発見した場合は、笠岡市に対し直ちに届け出なければならない。

第 8 条 この契約書の締結後、財産に隠れた瑕疵のあることを発見しても、笠岡市は、その責めを負わない。

第 9 条 使用者は、第 4 条に規定する期間が満了したとき、又は財産を第 3 条に定める用途若しくは目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに財産を現状に復し、笠岡市の検査を受けるものとする。

第 10 条 笠岡市は、使用者がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を使用者に請求できるものとする。

なお、使用者はこの契約を解除することにより生じた損害を笠岡市に請求できない。

第 11 条 使用者は、他面的使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において全ての損害賠償を行うものとする。

第 12 条 笠岡市は、使用期間中であっても、財産の維持、保存及び運用を目的とする改築、追加工事等の必要があるときは、この契約を解除し、又は使用方法の変更を請求できるものとする。

第 13 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約を変更する必要があるときは、その都度笠岡市と使用者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、笠岡市、使用者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

岡山県笠岡市中央町 1 番地の 1

笠 岡 市

笠 岡 市 長 栗 尾 典 子

㊟

使用者 所在地

団体名

代表者

㊟